

県民の皆様へ

8月25日に、緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更され、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民の皆様へ、「島根県の対応」に基づいてお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和3年9月12日までとします。

特にお願いしたい事項について申し上げます。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 島根県の対応のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域として、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県が追加されました。

さらに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県が追加されました。

県民の皆様におかれましては、緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県との往来を控えてください。

加えて、これらに該当しない都道府県との往来についても、控えてください。

ただし、通勤を含めたやむを得ない仕事や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

しかしながら、これらの行動は感染リスクが高い行動です。したがって、例外的事由に基づいて他の都道府県を往来される場合におきましても、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を徹底して頂くことや、ご親戚等の自宅で宿泊する場合については、家庭でできる感染予防対策を徹底することを強くお願いします。

また、県外への出張などについては、各事業所において、延期ができないのか、リモートで代替できないかを厳密に再検討し

て頂き、どうしても、やむを得ないものに限ってください。

(家庭や職場等での健康管理について)

2. 県民の皆様におかれては、ワクチン接種後、2回接種が完了されたとしても決して油断をされず、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を引き続き、徹底してください。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

3. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

(ワクチン接種済みの方々へ)

4. アルファ株からデルタ株への置き換わりが進んでおり、デルタ株の感染力が非常に強く、感染拡大に大きく影響しております。

現在、各市町村、各事業所のご協力でワクチン接種を強力に進めて頂いておりますが、ワクチンによって重症化を抑える効果は顕著に得られているものの、全国の報道などを見ますと、2回接種済みの方でも感染が確認されるなど、感染や発症を完全に防ぐものではありません。

したがって、接種済みの方が感染し、症状が出て、周囲の方に感染を広げるリスクは厳然として残っておりますので、すべて

の年代でワクチン接種が行き渡るまでは、ワクチン接種前と同じく、十分な感染予防対策を徹底して頂く必要がありますので、決して対策を緩めることがないように、十分に注意してください。

県としましては、全国の感染状況、そして、県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチン接種の円滑な推進、加えて地域経済の回復に全力で取り組んでまいりますので、重ねて、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和3年8月26日

島根県知事 丸山達也